



くすのき



No. 95

R3年9月発行

◆ 大麻取締法には使用罪がないってホント？ ◆

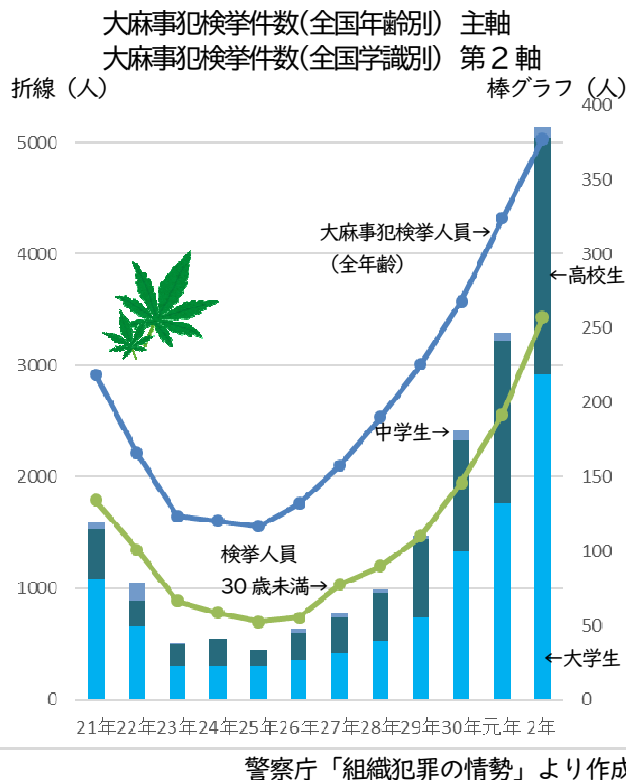
近年、大麻事犯（所持、栽培、譲渡、譲受、密輸入）が増えています。令和2年の全国の大麻事犯の検挙人員は、令和元年を軽く超え、過去最高を更新しました（グラフ参照）。特に30歳未満の若者の検挙人員が増えています。愛知県下においても令和2年の大麻事犯検挙人員 全年齢で381人、うち20歳未満の検挙人員69人で、どちらも過去最高を記録しています。

令和2年に大麻所持で検挙された者の統計によると、初めて使った年齢は20歳未満、きっかけは友人・知人に誘われて興味本位で、またはその場の雰囲気使った、覚醒剤は危険だが大麻に危険はないと認識しているという傾向でした。「大麻に危険性がない」の情報源は友人・知人とインターネットが半々でした。また、多くが「大麻使用罪」がないことを知っていました。皆さんご存じでしたか？ 使用罪がないので使用した、使用に対するハードルが下がったとの声もありました。

なぜ、使用罪がないのでしょうか？ 大麻草のすべてに薬理成分があるわけではなく、種子は七味辛唐子に、茎の部分は麻織物や麻縄に利用されています。そのため、大麻取締法では成熟した茎と種子

は取締りの対象外です（樹脂は除く）。法律の施行が昭和23年。当時許可を得て大麻草を栽培する麻農家が大麻成分を吸い込んでしまう可能性を否定できなかったため、使用罪を見送ったとのこと。

若者の検挙増を受け、厚生労働省では使用罪の創設を検討しています。世界的には取締りより回復支援を重視する流れであり、ここでの厳罰化に疑問の声も出ています。今後の動向が注目されます。



◆ 本年度も地域安全・青少年健全育成市民大会のイベントを中止します ◆

令和3年10月27日(水)市民会館中ホールで実施予定でしたが、イベントの中止を決定しました。

10月の補導予定

- 大塚班 8日(金)18:00 大塚公民館
- 三谷班 16(土)17(日)三谷まつり自主補導
- 蒲郡班 1日(金)16:30 勤労福祉会館
- 中部班 各自補導
- 塩津班 28日(木)塩津小学校
- 形原班 各自補導
- 西浦班 1日(金)17:20 西浦駅

よろしく願います



◆ 編集後記 ◆ 8月中旬からコロナ感染者数が爆発的に増え、再び緊急事態宣言発令となりました。



本市でも多数の罹患者が出ていて心配です。「自粛慣れ」で気が緩まないように、誰もが「罹患しない」「罹患させない」行動をとってほしいと切に願います。宣言発令中は補導活動が出来ませんが、近所で見かける子らに声をかけていきましょう。